談話室

化学兵器禁止
―企業活動と国際安全保障―

久保　康弘

「化学兵器の開発，生産，貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」（化学兵器禁止条約）が1995年の国会で承認され，対応する国内法「化学兵器の禁止及び特定物質の規制などに関する法律」（化学兵器禁止法）が同年5月に施行された．

化学兵器禁止条約は，締約国に対し，化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用を全面的に禁止するとともに，既存の化学兵器および化学兵器生産施設の全廃を義務づけている．また，一定の製造量を有する産業施設に対し，施設や化学物質が平和目的に利用されていることを確認するため，条約の実効推進組織である化学兵器禁止機関（OPCW）は検証制度（申告および査察）を実施している．

化学兵器禁止条約を適確に実施するために，我が国では，化学兵器禁止法において，化学兵器の製造などを禁止するとともに，化学兵器の原料にもなりうる化学物質につき，許可・届出などの各種規制を実施している．

化学兵器禁止法では，過去の大戦・冷戦時に化学兵器としての利用実績があるサリン，サキシトキシンやリシンなどの化学物質（特定物質）については，製造などを許可・承認制としている．加えて，特定物質の，製造・輸入段階から運搬・使用・廃棄段階に至るまで厳しく規制されている．これに対し，民生用途にも大量に利用されるホスゲンやシアン化水素などの化学物質（指定物質）については，生産，消費，輸出入などの数量につき，経済産業省への届出が義務付けられ，経済産業省からOPCWに申告される．この申告内容を基に，OPCWによる国際査察が，対象となる産業施設で実施される．化学兵器禁止法には罰則規定も設けられており，過去には違反企業の告発事例もある．

化学兵器全廃は人類共通の悲願である．しかし，化学兵器禁止法で規制される指定物質に分類される化学物質の利用は日常生活を送る上で不可欠である．化学産業施設を対象にした国際査察や，各種届出・申告などの法規制は，安全保障と健全な産業発展の両立を目指したものである．

企業の方々にはこの意味を御理解いただきたい．医薬品でいえば，抗がん剤や緑内障治療薬の原料となりうる物質に，化学兵器禁止法上の特定物質や指定物質もある．過去にはこれらの物質を産業目的で使用する際に，同法で義務づけられている許可・承認をとっていなかった，届出や申告を忘れていたという事例がある．他の法律で規制がかかっているから関係ないと勘違いしたという企業担当者の声も聞く．化学兵器禁止法で規制される化学物質を利用する際は，同法の遵守に遺漏のないよう御注意をお願いしたい．

- http://bit.ly/HnzuE3
- http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/hyozai.pdf
- http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/hyozai_doc.pdf

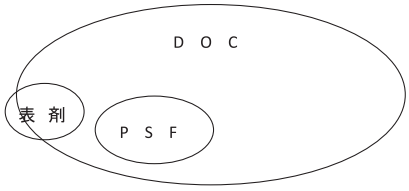

図1．化学兵器禁止条約上の表剤とDOC/PSFの相互関係．DOC（discrete organic chemicals）：識別可能な有機化学物質．※表剤以外のDOCが，化兵法上の「有機化学物質」となる．PSF：表剤以外のDOCのうち，リン（P），硫黄（S）またはフッ素（F）を含むもの．※PSFは，化兵法上の「特定有機化学物質」となる．経済産業省HPより抜粋．

表1．化学兵器禁止条約に規定された表剤とその相互関係．経済産業省HPより抜粋．

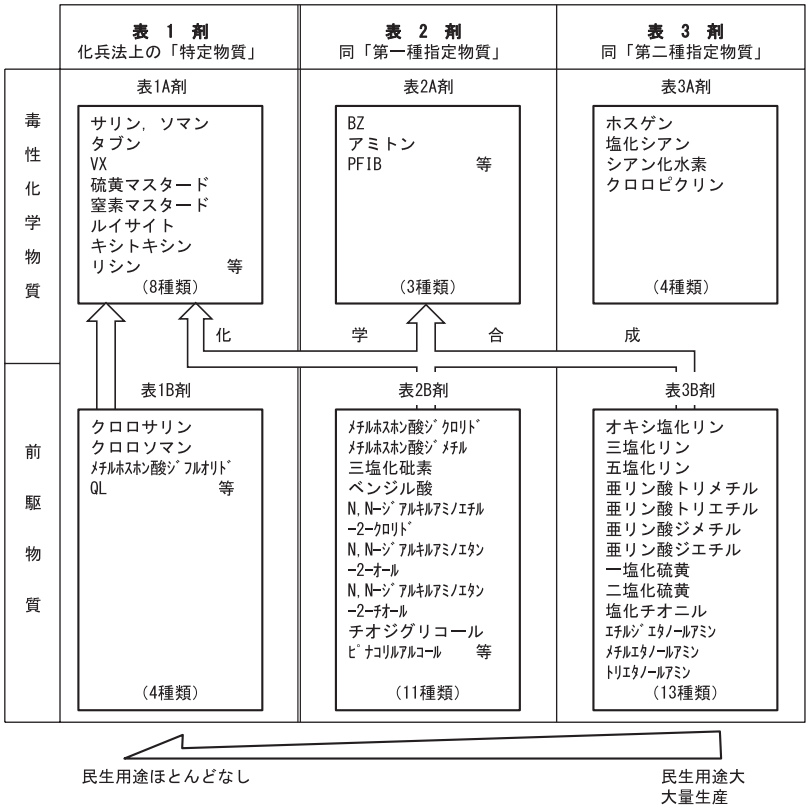

著者紹介　経済産業省　製造産業局　化学物質管理課　化学兵器・麻薬原料等規制対策室（技術専門職・技術士（生物工学部門））
E-mail: kubo-yasuhiro@meti.go.jp